

赤羽NOW

あかば・ナウ

衆議院議員
赤羽かずよし
の国会報告



〒652-0804 神戸市兵庫区塚本通7-1-1-4F
Tel.078-512-3177 Fax.078-512-3178

兵庫2区 (長田区・兵庫区・北区)

ねじれ国会の中、福田政権で法案成立第一号!

赤羽の10年越しの執念実る! 「被災者生活再建支援法」の抜本改革!!

阪神大震災の『魂の声』受け 12年間の宿題を果たす

11月9日、改正被災者生活再建支援法が成立した。阪神・淡路大震災の被災者の声を受けての法制定から10年余。ようやく住宅の建設や購入に支援金が使えるようになった。それは、公明党の赤羽一嘉衆議院議員の十数年に及ぶ主張の実現だった。赤羽かずよしの闘いを実績物語として紹介する。

人々は、瓦礫の中から立ち上がった。1995年1月17日午前5時46分、阪神・淡路大震災発生。赤羽は、神戸市内のマンションで被災した。夜、紅蓮の炎が町を焼いた。その後の数日間、赤羽は我を忘れて愛する町を走り回った。死者6434人。親や子を失い、兄弟や友を失い、そして家を失った人々は、それでも自らと家族が生きていくため、渾身の力を振り絞って瓦礫の中から立ち上がった。その必死で、健康な人々の姿は、赤羽の脳裏に鮮明に焼き付けられていた。

数日後、着の身着のまま東京に上京した赤羽は、国会で質問に立った。首相や閣僚の人ごとのような答弁に、赤羽は叫んだ。「天災じゃない! 人災だ! 間違いない! 人災だ!」。赤羽の握り拳が小刻みに震えていた。1年半前に初当選したばかりの「一年生」議員だった。

未曾有の大震災は、それまでの法律が全く役に立たないことを知らしめた。赤羽は、先輩議員とともに、被災者救済策の立案・拡充に挑んだ。

98年、被災者生活再建支援法が成立。2004年に改正され、生活関係経費(最高100万円)、居住関係経費(最高200万円)が支給されるようになった。だが、使途の制限や手続きの煩雑さから、居住関係費の平均支給額は28%にとどまり、

極めて使い勝手が悪い制度にとどまっていた。この間、赤羽は、衆院災害対策特別委員長、国土交通委員長、党災害対策局長などを歴任。相次ぐ各地での大地震や、台風被害などの現場に足を運び、救援活動に加わる度に、同法改正の必要性を痛感していった。



赤羽は誓った。「避難所に行けば老いも若きもない。きのうまで金持ちと思われた人も家をなくし職も失っている。年齢や年収の要件は撤廃し、もっと使い勝手の良い制度にしなければならぬ」。今年11月9日、劇的に改革された改正被災者生活再建支援法が成立した。「法律が1本も成立しない」といわれた「ねじれ国会」で、最初に成立した法律だった。民主

結果、公明党の主張は、すべて盛り込まれた。神戸市内で実際に被災した国会議員の中で、この12年間、一貫して災害支援拡充に努めてきたのは赤羽だけだった。あの時の「一年生」議員は災害対策の論客となり、与野党ともに一目置く存在となっていた。今回の法改正の最大ポイントとは、支援金の支給方法を、使途が制限されずに自由に使える「定額渡し切り方式」に変えたこと。支給対象世帯も年齢や年収による制限がない。阪神大震災には適用

	現行被災者生活再建支援法	改正被災者生活再建支援法(実質、公明党案)
(1)支給方式	実費積み上げ精算方式(領収証添付)	定額渡しきり方式(領収証不要)
(2)支給額 対象経費 対象世帯	①生活関係経費・家財(30品目)購入費、引越代等 ・全壊世帯 最大100万円 ・大規模半壊世帯 ゼロ + ②居住関係経費・解体撤去費、整地費、ローン利子等 ・全壊世帯 最大200万円 ・大規模半壊世帯 最大100万円	①生活関係経費：被害に応じて定額支給(使途限定ナシ) ・全壊世帯 100万円 ・大規模半壊世帯 50万円 + ②居住関係経費：再建方法に応じて定額支給(使途限定ナシ) ・建替え・購入する世帯 200万円 ・補修する世帯 100万円 ・賃貸する世帯 50万円
(3)支給要件	年収：500万円以下 (世帯主が45歳以上の世帯は700万円以下。世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯は800万円以下)	年収・年齢要件ともに撤廃